

社会福祉法人邑南町社会福祉協議会役員等の 報酬及び費用弁償に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人邑南町社会福祉協議会定款第11条第3項の規定に基づき、役員等に対して支給する報酬及び費用弁償の額並びに、その支給方法について必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の額)

第2条 この法人の会長、副会長及び常務理事の報酬は、次のとおりとする。

- (1) 会 長 年額 120,000円
- (2) 副 会 長 年額 30,000円
- (3) 常務理事 年額 60,000円

2 会長、副会長及び常務理事が年の中途に退任又は就任した場合の報酬は次のとおりとする。

- (1) 中途に退任した場合 退任した月までの月額をもって支給する。
- (2) 中途に就任した場合 就任した月から月額をもって支給する。

(費用弁償)

第3条 この法人の役員、評議員及びその他の委員等の費用弁償は別表による。

(その他)

第4条 この規程の運用上必要な事項については、理事会の議決を経て、会長が別に定める。
また、この規程の改廃を必要とするときは、理事会の議決を経てこれを行う。

附 則

この規程は、平成16年10月1日から施行する。

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

	日 当	旅 費
理 事	2,200円	バス運賃実費又は、社会福祉協議会までの距離から2km控除の距離に対し、1km当たり37円を乗じた額とする。
監 事		
評議員		
その他の委員等		

- (1) この表は、役員、評議員及びその他の委員等が町内において開催される会議等に公務のため出席した場合に適用する。
- (2) 役員、評議員及びその他の委員等が公務のため出張旅行した場合の旅費については、「社会福祉法人邑南町社会福祉協議会旅費支給に関する規程」で定める。